

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格設定等検討項目（食品健康影響評価未依頼）

番号	物質名（分類） ＜評価値の位置付け＞	WHO 等における 評価結果（仮訳）	水道法水質基準等の 評価結果	対応案 （現行基準）	水道法に基づく 検査方法
基(8)	pH 値 （その他） ＜性状＞	<p>WHO（1996） 極端な pH 値の溶液の暴露は、目、皮膚、粘膜に炎症を生じる。目の炎症と皮膚障害の悪化は、pH=11 よりも高い値で起こると関連づけられる。最適の pH は、一般に 6.5-9.5 の範囲内である。</p> <p>WHO（2003） 効果的な塩素消毒を行うためには、pH 8 未満であることが望ましい。最適の pH は、水の組成や配水システムに用いられる資材の特性に応じて異なるが、一般に 6.5-8 の範囲である。</p> <p>WHO（2007） 最適の pH は、水の組成や配水システムに用いられる資材の特性に応じて異なるが、一般に 6.5-8.5（本編）/6.5-9.5（背景資料）の範囲である。大部分の飲料水の pH は 6.5-8.5（背景資料）の範囲である。 <u>健康影響に関するガイドライン値は示されていない。</u></p>	<p>平成 15 年改正において、水道施設の腐食等を防止する観点から評価。 <u>評価値：5.8 以上 8.6 以下（=水質基準値）</u></p> <p>また、腐食及び赤水の観点から評価。 <u>評価値：7.5 程度（=管理目標値）</u></p>	<p><u>設定せず</u> （基準なし）</p> <p>※WHO の評価結果では、健康影響に関するガイドライン値は示されていない。また、これまでに健康影響の報告事例も発生していない。</p>	<p>＜告示＞ ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法</p>

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の化学物質等の成分規格（追加項目案）

物質名	<現 行> その他の清涼飲料水 の原水基準	<改正後> ミネラルウォーター類 （殺菌・除菌有）の成分規格	食 品 安 全 委 員 会 の 評 価
シアン（シアンイオン及び塩 化シアン） 再掲	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	終了
クロロホルム	—	0.06 mg/L 以下	終了
ジブロモクロロメタン	—	0.1 mg/L 以下	終了
ブロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L 以下	終了
ブromoホルム	—	0.09 mg/L 以下	終了
総トリハロメタン	—	0.1 mg/L 以下	終了
ウラン	—	0.002 mg/L 以下	終了
pH値 再掲	5.8 以上 8.6 以下	—	—